

長野市施設案内予約システム (スポーツ施設) 利用案内

【問い合わせ先】

長野市スポーツ課 026-224-5083

[長野市施設案内予約システム \(まちかぎりモート\)](#)

(「長野市施設案内予約システム」のログイン画面に遷移します)



[長野市施設案内予約システム 操作マニュアル](#)

(「長野市公式ホームページ」に掲載のPDFに遷移します)



[長野市施設案内予約システム 利用登録申請 \(スポーツ施設用\)](#)

(「ながの電子申請サービス」に遷移します)



[長野市施設案内予約システム 利用登録 \(変更・廃止・更新\) 申請](#)

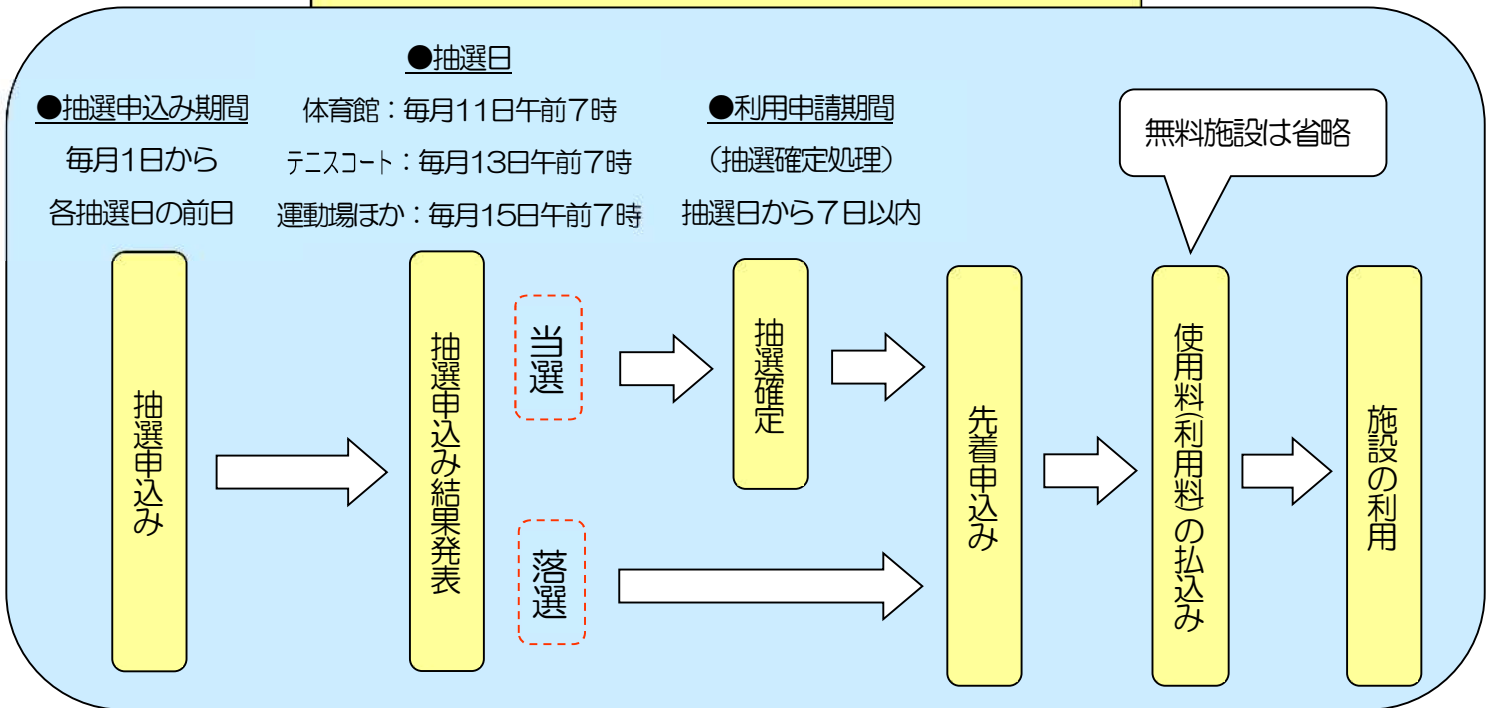
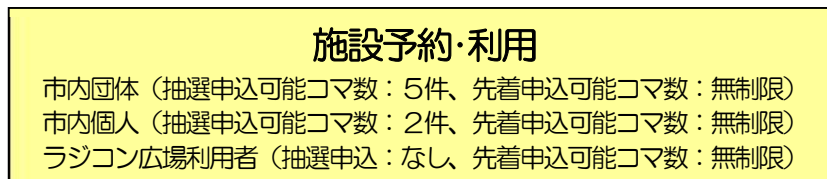
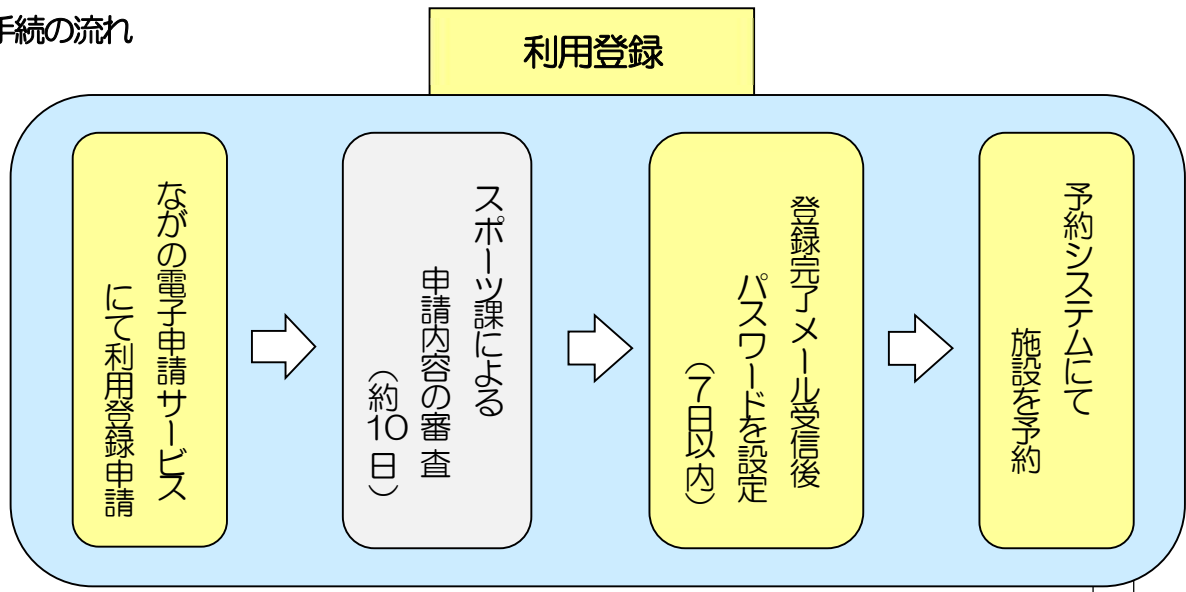
(「ながの電子申請サービス」に遷移します)



— 目 次 —

1	利用登録（新規登録）	P3
2	長野市施設利用登録証	P4
3	パスワードの取扱い	P4
4	システムから予約できる施設	P4
5	システムの利用方法	P8
6	システムの利用時間	P8
7	抽選申込み	P8
8	抽選実施日時・利用申請後の手続続	P9
9	先着申込み・利用手続	P9
10	予約の取消し	P13
11	使用許可の取消し等	P15
12	その他	P15
13	免責事項	P15
14	施設利用にあたっての注意事項	P16
15	航空用ラジコン広場使用基準	P16
16	参考条例	P17

利用手続の流れ



抽選申込み期間表

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
抽選申込対象月	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分

1 利用登録（新規登録）

1 利用登録概要

- (1) 長野市施設案内予約システム（以下「システム」という。）を利用して施設の予約等を行うためには、あらかじめ「長野市施設利用登録（以下「登録」という。）」が必要です。
- (2) 登録は、「ながの電子申請サービス」（利用登録申請）において**本案内に同意の上、ご申請ください。**
- (3) インターネット等が使えない場合は、スポーツ課窓口にて登録申請を行ってください。

2 新規登録

(1) 新規登録できる方は以下のとおりです。

利用者区分	登録条件
市内団体（※）	代表者が18歳以上の市内に居住・在勤または在学する方で、市内に居住・在勤または在学する方によって過半数を構成する5名以上の団体
市内個人	テニスコート、北部スポーツ・レクリエーションパーク屋内運動場、サンマリーンながの屋内運動場を利用する市内に居住・在勤または在学する個人
ラジコン広場利用者	航空用ラジコン広場を利用する個人 (16頁「15 航空用ラジコン広場使用基準」参照)

(※) 市内団体について、代表者となる方はお一人様1団体となります。同一人物が複数の団体の代表者となることはできません。また、40%以上が同じ構成員で別の団体の登録を申請することや、1団体を複数の団体に分けて申請することもできません。なお、登録する構成員は**実際に施設を利用する方**を申請してください。利用しない方の情報を用いて申請を行うなどの不正な申請や同一団体と見られる利用が発覚した場合には、直ちにシステムの利用停止等の措置を講ずることがあります。

- (2) 市内団体登録の場合は「団体構成員（以下「構成員」という。）」の入力が必須です。なお、特別な理由で構成員が多数所属する団体（育成会、地区の団体）は代表の方を5名以上入力してください。
- (3) 新規登録には**メールアドレスの登録が必須**となります。なお、メールアドレスの重複登録はできませんので、市内団体、市内個人、ラジコン広場利用者をそれぞれ新規登録する場合、別のメールアドレスで申請をしてください。
- (4) お使いのパソコンやスマートフォン等の設定を確認し、以下のドメインのメールが受信できるよう設定変更をお願いします。

システムメールアドレス : @machikagi-remote.jp

- (5) 登録申請の際、市内団体の場合は代表者、市内個人及びラジコン広場利用者の場合は本人（以下「登録者」という。）が、本人であること（氏名、住所、生年月日）を確認できる証明書（運転免許証、マイナンバーカード、学生証など以下「身分証明書」という。）の写しを添付してください。提出いただいた個人情報及び身分証明書の写しは、本目的以外で使用することはありません。
- (6) 登録の有効期限については以下のとおりです。

利用者区分	有効期限
市内団体	毎年12月 (12月時点で過去1年間に操作履歴のないアカウントを削除します)
市内個人	
ラジコン広場利用者	登録日から1年後の前日まで (対象者には登録メールアドレス宛に事前に周知を行います)

2 長野市施設利用登録証

- 1 「長野市施設利用登録証（以下「登録証」という。）」は、学校開放施設を利用する市内団体登録の方またはインターネット環境がなく受付窓口で申込む方の希望者にのみ、登録メールアドレス宛にPDF形式でお送りいたします。
- 2 登録証は、登録者以外は使用できません。また、登録証は登録者が責任を持って使用し、管理するものとします。
- 3 登録証の使用及び管理に際して登録者が前項に違反した場合、その違反に起因して登録証が不正に利用され、登録者または第三者に損害を与えたときは、登録者がその責を負うものとします。
- 4 登録証の再発行を希望する場合は、「ながの電子申請サービス」（変更・廃止・更新申請）からご申請ください。

3 パスワードの取扱い

- 1 パスワードの設定は、登録完了メールに記載の案内URLから、受信から7日以内に設定してください。パスワードは8文字以上となっており、英数字混在などの制限はありません。また、他人に知られないよう、取扱いにはご注意ください。
- 2 パスワードの変更は、システム内のアカウント設定から行ってください。また、パスワードを忘れてしまった場合は、システムログイン画面内の「パスワードをお忘れですか？」から再設定してください。

4 システムから予約できる施設

1 運動公園

(★) オンライン決済対応、(※) 照明利用料は有料

施設名	利用料	受付窓口 (利用料納入場所)
長野運動公園 総合体育館メインアリーナ	有料 (★)	長野運動公園 総合市民プール (アクアウイング)
長野運動公園 総合体育館サブアリーナ	有料 (★)	長野運動公園 総合市民プール (アクアウイング)
長野運動公園 (剣道場・柔道場)	有料 (★)	長野運動公園 総合市民プール (アクアウイング)
長野運動公園 テニスコート	有料	長野運動公園 テニスコート
長野運動公園 運動広場	無料 (※)	長野運動公園 総合市民プール (アクアウイング)
南長野運動公園 体育館	有料 (★)	南長野運動公園 体育館
南長野運動公園 テニスコート	有料	南長野運動公園 テニスコート
オリンピックスタジアム	有料	オリンピックスタジアム
長野Uスタジアム (屋内練習場)	有料 (★)	南長野運動公園 体育館

2 体育館

施設名	使用料 (利用料)	受付窓口 (使用料・利用料納入場所)	鍵の授受場所
真島総合スポーツアリーナ サブアリーナ	有料	真島総合スポーツアリーナ (管理事務所)	
芹田体育館	無料	芹田公民館	スマートロックキー
川合新田体育館	無料	芹田公民館	スマートロックキー
古牧体育館	無料	古牧公民館	スマートロックキー
三輪体育館	無料	三輪公民館	スマートロックキー
古里体育館	無料	古里公民館	スマートロックキー
柳原体育館	無料	柳原交流センター	スマートロックキー
浅川体育館	無料	浅川公民館	スマートロックキー
大豆島体育館	無料	大豆島公民館	スマートロックキー
朝陽体育館	無料	朝陽公民館	スマートロックキー
長沼体育館	無料	スポーツ課	スマートロックキー
裾花体育館	無料	安茂里公民館	スマートロックキー
安茂里体育館	無料	安茂里公民館	スマートロックキー
芋井体育館	無料	芋井公民館	スマートロックキー
篠ノ井体育館	無料	茶臼山スポーツ施設 (管理棟)	茶臼山スポーツ施設 (管理棟)
塩崎体育館	無料	篠ノ井交流センター	スマートロックキー
小松原体育館	無料	篠ノ井交流センター、 川中島支所	スマートロックキー
松代体育館	無料	松代公民館	スマートロックキー
若穂体育館	無料	若穂公民館	スマートロックキー
川中島体育館	無料	川中島支所	スマートロックキー
中条体育館	無料	中条交流センター	スマートロックキー
七二会体育館	無料	七二会公民館	スマートロックキー
信更体育館	無料	信更公民館	スマートロックキー
豊野体育館	無料	豊野防災交流センター	スマートロックキー
戸隠体育館	無料	戸隠公民館	スマートロックキー
両京健康スポーツセンター	無料	鬼無里公民館	スマートロックキー
上里健康スポーツセンター	無料	鬼無里公民館	スマートロックキー
大岡体育館	無料	大岡支所	スマートロックキー
信州新町体育館	無料	信州新町体育館	なし (管理人が開閉)
更北体育館	無料	真島総合スポーツアリーナ (管理事務所)	スマートロックキー (駐車場の鍵 は、セブンイレブン長野真島店)
北郷体育館	無料	スポーツ課	スマートロックキー
昭和の森公園 フィットネスセンター	無料	昭和の森公園 フィットネスセンター	昭和の森公園 フィットネスセンター

3 運動場

(※) 照明利用料は有料

施設名	使用料 (利用料)	受付窓口 (使用料・利用料納入場所、許可書交付場所)
犀川第一運動場	無料	スポーツ課
犀川第二運動場	無料	スポーツ課
落合運動場	無料	スポーツ課
屋島運動場	無料	スポーツ課
安茂里運動場	無料	スポーツ課
更北運動場	無料	真島総合スポーツアリーナ(管理事務所)
北部スポーツ・レクリエーションパーク 運動広場	有料	北部スポーツ・レクリエーションパーク(管理棟)
篠ノ井運動場	無料	篠ノ井交流センター
西横田運動場	無料	篠ノ井交流センター
茶臼山運動場	無料(※)	茶臼山スポーツ施設(管理棟)
犀川南運動場	無料	川中島支所
今井運動広場	無料	川中島支所
七二会運動場	無料	七二会公民館
信更運動場	無料	信更公民館
芋井運動場	無料	芋井公民館
小田切運動場	無料	小田切交流センター
西寺尾運動場	無料	松代公民館
大豆島運動場	無料	千曲川リバーフロントスポーツガーデン (駐車場の鍵は、セブンイレブン長野大豆島東店)
柵運動場	無料	戸隠公民館
豊野東山第一運動場	無料	豊野防災交流センター
豊野東山第二運動場	無料	豊野防災交流センター
戸隠運動場	無料	戸隠支所
大岡運動場	無料	大岡支所
信州新町運動場	無料(※)	信州新町体育館
御厨公園運動場	無料(※)	川中島支所
若穂中央公園運動場	無料(※)	若穂公民館(許可書交付場所)、 若穂中央公園テニスコート(照明使用料納付場所)
青垣公園運動場	無料	松代公民館
古里公園運動場	無料	古里公民館

4 屋内運動場

(★) オンライン決済対応

施設名	使用料 (利用料)	受付窓口 (使用料・利用料納入場所)	鍵の授受場所
茶臼山屋内運動場	無料	茶臼山スポーツ施設 (管理棟)	茶臼山スポーツ施設 (管理棟)
豊野屋内運動場	無料	豊野防災交流センター	スマートロックキー
戸隠屋内運動場	無料	戸隠支所	スマートロックキー
鬼無里屋内運動場	無料	鬼無里公民館	スマートロックキー
大岡屋内運動場	無料	大岡支所	大岡支所
中条屋内運動場	無料	中条交流センター	スマートロックキー
北部スポーツ・レクリエーション パーク屋内運動場	有料	北部スポーツ・レクリエーション パーク (管理棟)	なし (管理人が開閉)
北部スポーツ・レクリエーション パーク会議室	有料	北部スポーツ・レクリエーション パーク (管理棟)	なし (管理人が開閉)
サンマリンながの 屋内運動場	有料 (★)	サンマリンながの 屋内運動場	なし (管理人が開閉)

5 テニスコート

(通) 通年券販売場所

施設名	使用料 (利用料)	受付窓口 (使用料・利用料納入場所)	鍵の授受場所
真島テニスコート	有料	真島総合スポーツアリーナ (管理事務所) (通)	真島総合スポーツアリーナ (管理事務所)
茶臼山テニスコート	有料	茶臼山スポーツ施設 (管理棟) (通)	茶臼山スポーツ施設 (管理棟)
緑ヶ丘テニスコート	有料	浅川公民館 (通)	ナンバーロックキー
大豆島テニスコート	有料	千曲川リバーフロントスポーツ ガーデン (通)	ナンバーロックキー (駐車場の鍵は、セブンイレブン 長野大豆島東店)
御厨テニスコート	有料	川中島支所 (通)	川中島支所
篠ノ井テニスコート	有料	篠ノ井交流センター (通)	篠ノ井交流センター
川柳テニスコート	有料	篠ノ井交流センター (通)	篠ノ井交流センター
古里テニスコート	有料	古里公民館 (通)	ナンバーロックキー
昭和の森公園テニスコート	有料	昭和の森公園フィットネス センター (通)	昭和の森公園フィットネス センター
豊野テニスコート	無料	豊野防災交流センター	
鬼無里テニスコート	無料	鬼無里公民館	鬼無里公民館

6 その他

施設名	使用料	受付窓口
航空用ラジコン広場	無料	スポーツ課

5 システムの利用方法

1 インターネットでの利用方法

「長野市施設案内予約システム（まちかぎリモート）」により、インターネットに接続できるパソコンやスマートフォン等から接続し、ご利用ください。

2 インターネット以外の利用方法（パソコンやスマートフォン等をお持ちでない方）

- (1) 4頁「4 システムから予約できる施設」の受付窓口（以下「受付窓口」という。）でご利用ください。
- (2) 受付窓口での申込みは、登録者が登録証の提示をし、長野市が別に定める「長野市施設案内予約システム 予約・取消・抽選 申請書」を使用してください。
- (3) 受付窓口での予約は、スポーツ課または予約する施設の受付窓口のみで可能です。

6 システムの利用時間

- 1 施設の予約確認、抽選申込み及び先着申込みは24時間利用が可能です（ただし、システムメンテナンス等を除く）。
- 2 受付窓口での申込み時間は以下のとおりです。

受付窓口	申込み時間（休館日、閉庁日を除く）
長野運動公園 総合市民プール（アクアウイング）	午前8時30分から午後9時まで
長野運動公園 テニスコート	
南長野運動公園 体育館	
南長野運動公園 テニスコート	
オリンピックスタジアム	
真島総合スポーツアリーナ（管理事務所）	
茶臼山スポーツ施設（管理棟）	
昭和の森公園フィットネスセンター	
千曲川リバーフロントスポーツガーデン	午前8時30分から午後5時15分まで
北部スポーツ・レクリエーションパーク（管理棟）	午前8時30分から午後9時まで
サンマリーンながの屋内運動場	午前9時から午後9時まで
信州新町体育館	午前8時30分から午後10時まで
スポーツ課、公民館・交流センター、支所	午前8時30分から午後5時15分まで

7 抽選申込み

- 1 抽選申込みができるのは、市内団体と市内個人です。ラジコン広場利用者の抽選申込みはありません。一月につき、抽選申込みが可能な件数（コマ数）は以下のとおりです。

利用者区分	抽選申込み可能件数（コマ数）
市内団体	5件（5コマ）
市内個人	2件（2コマ）
ラジコン広場利用者	なし（先着申込みのみ）

2 抽選は抽選実施月の以下の期間に、翌月分の申込みを受け付けます。

施設種別	抽選申込み期間	抽選申込み対象	抽選申込み可能利用者区分
体育館	毎月1日から10日まで	翌月分 (1か月間)	市内団体
テニスコート	毎月1日から12日まで		市内団体・市内個人
運動場・屋内運動場・ 野球場・運動広場	毎月1日から14日まで		市内団体・市内個人(※)

(※) 市内個人は、北部スポーツ・レクリエーション屋内運動場、サンマリーンながの屋内運動場のみ
抽選申込み可能です。

3 抽選申込み受付終了後、コンピューターが自動で抽選します。

8 抽選実施日時・利用申請後の手続

1 抽選実施日時及び利用申請期間

(1) 抽選は抽選実施月の以下の日時に行います。抽選当選後、7日以内に利用申請（抽選確定処理）を行ってください。7日が経過すると自動的に予約がキャンセルされます。

施設種別	抽選実施日時 (抽選結果公開日時)	利用申請期間 (抽選確定処理期間)	抽選申込み可能利用者区分
体育館	毎月11日午前7時	毎月17日まで	市内団体
テニスコート	毎月13日午前7時	毎月19日まで	市内団体・市内個人
運動場・屋内運動場・ 野球場・運動広場	毎月15日午前7時	毎月21日まで	市内団体・市内個人(※)

(※) 市内個人は、北部スポーツ・レクリエーション屋内運動場、サンマリーンながの屋内運動場のみ
抽選申込みが可能です。

(2) 抽選結果は抽選終了後にメールでお知らせします。

2 利用申請後（抽選確定処理後）の手続

(1) 無料施設（4頁～7頁参照）

ご登録のメールアドレスに予約成立メールが通知されます。スマートロックキーの施設は、予約成立メールに記載されている暗証番号で開錠してください。施設の鍵の授受がある施設は、予約成立メールまたはシステム内の予約確認画面を鍵の授受場所に提示の上、手続を行ってください。なお、スマートロックキーの不具合等の例外を除き、暗証番号を電話口などでお伝えすることはできませんのでご注意ください。

(2) 有料施設

○長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ、昭和の森公園フィットネスセンター（会議室）、北部スポーツ・レクリエーションパーク、サンマリーンながの屋内運動場、信州新町体育館（会議室・研修室）

窓口支払の場合、利用申請許可メールまたは予約成立メールを提示の上、利用日までに各施設の受付窓口で利用料を納入してください。オンライン決済の場合、利用日までに利用申請許可メールまたは予約システム予約確認画面の支払いURLから支払画面に遷移し、利用料を納入してください。

施設名	支払方法	受付窓口	窓口受付時間 (休館日を除く)
長野運動公園 総合体育館メインアリーナ	窓口・オンライン	長野運動公園 総合市民プール (アクアウイング)	午前8時30分から 午後9時まで
長野運動公園 総合体育館サブアリーナ	窓口・オンライン		
長野運動公園 (剣道場・柔道場)	窓口・オンライン		
長野運動公園 テニスコート (※)	窓口	長野運動公園 テニスコート	
南長野運動公園 体育館	窓口・オンライン	南長野運動公園 体育館	
南長野運動公園 テニスコート (※)	窓口	南長野運動公園 テニスコート	
オリンピックスタジアム	窓口	オリンピックスタジアム	
長野Uスタジアム (屋内練習場)	窓口・オンライン	南長野運動公園 体育館	
真島総合スポーツアリーナ サブアリーナ	窓口	真島総合スポーツアリーナ (管理事務所)	
昭和の森公園フィットネスセンター (会議室)	窓口	昭和の森公園フィットネス センター (通)	
北部スポーツ・レクリエーションパーク 運動広場	窓口	北部スポーツ・ レクリエーションパーク (管理棟)	
北部スポーツ・レクリエーションパーク 屋内運動場			
北部スポーツ・レクリエーションパーク 会議室			
サンマリーンながの屋内運動場	窓口・オンライン	サンマリーンながの 屋内運動場	午前9時から 午後9時まで
信州新町体育館 (会議室・研修室)	窓口	信州新町体育館	午前8時30分から 午後10時まで

(※) 長野運動公園テニスコート、南長野運動公園テニスコートは**当日予約が空いている面のみ、個人
通年券での利用が可能**です。

○テニスコート

利用申請受付メールを提示の上、利用日までに各施設の受付窓口で使用料(利用料)を納入してください。
施設の鍵の授受がある施設は、使用料の納入後にご登録のメールアドレスに通知される予約成立メール
(またはシステム内の予約確認画面)を鍵の授受場所に提示の上、手続きを行ってください。なお、
テニスコートの場合、個人通年使用券をお持ちの方は、各施設の受付窓口利用者全員の通年券を提示
してください。

(通) 通年券販売場

施設名	支払方法	受付窓口	窓口受付時間 (休館日、閉庁日を除く)
真島テニスコート	窓口	真島総合スポーツアリーナ (通)	午前8時30分から 午後9時まで
茶臼山テニスコート	窓口	茶臼山スポーツ施設(管理棟) (通)	
緑ヶ丘テニスコート	窓口	浅川公民館 (通)	午前8時30分から 午後5時15分まで
大豆島テニスコート	窓口	千曲川リバーフロントスポーツガーデン (通)	
御厨テニスコート	窓口	川中島支所 (通)	
篠ノ井テニスコート	窓口	篠ノ井交流センター (通)	
川柳テニスコート	窓口	篠ノ井交流センター (通)	
古里テニスコート	窓口	古里公民館 (通)	午前8時30分から 午後9時まで
昭和の森公園テニスコート	窓口	昭和の森公園フィットネスセンター (通)	

3 鍵の貸し出し

各鍵の授受場所の受付時間内に鍵を受け取ってください。ただし、鍵の授受場所が、公民館、交流センター及び支所の場合、平日午後5時以降の当日予約及び土日祝日の当日予約をしても鍵を借りることができません。平日午後5時以降の予約は、当日鍵の授受可能な時間内に、土日祝日の予約は、事前の平日の鍵の授受可能な時間内に手続きをお願いします。

9 先着申込み・利用手続

1 先着申込み

(1) 一月につき、先着申込みが可能な件数（コマ数）は以下のとおりです。

利用者区分	先着申込み可能件数（コマ数）
市内団体	無制限
市内個人	
ラジコン広場利用者	

(2) 先着申込みは、原則として以下の期間に受け付けます。

施設種別	先着申込み開始日時（※1）	先着申込み期限	先着申込み可能利用者区分
体育館	毎月 11 日午前7時から	当日の利用時間開始まで（※2）	市内団体
テニスコート	毎月 13 日午前7時から		市内団体・市内個人
運動場・屋内運動場・野球場・運動広場	毎月 15 日午前7時から		市内団体・市内個人（※3）
航空用ラジコン広場	利用日の前月1日から		ラジコン広場利用者

（※1）抽選申込み件数が多い場合、先着申込み開始時間が遅れる可能性があります。

（※2）原則、利用時間開始後のコマの予約は受け付けておりません。

（※3）市内個人は、北部スポーツ・レクリエーション屋内運動場、サンマリーンながの屋内運動場のみ先着申込みが可能です。

ただし、以下の施設については、受付期間が異なります。なお、抽選日（抽選結果公開日）が受付窓口の休館日と重なる場合、各施設の受付窓口での申込みは翌開館日からとなります。

施設名	先着申込み受付期間
長野運動公園 総合体育館メインアリーナ	抽選終了後（抽選日の午前7時）から 利用日の前日まで
長野運動公園 総合体育館サブアリーナ	
長野運動公園（剣道場・柔道場）	
長野運動公園 テニスコート	
長野運動公園 運動広場	
南長野運動公園 体育館	
南長野運動公園 テニスコート	
オリンピックスタジアム	
長野Uスタジアム（屋内練習場）	
真島総合スポーツアリーナ サブアリーナ	
昭和の森公園フィットネスセンター	
昭和の森公園フィットネスセンター（会議室）	
北部スポーツ・レクリエーションパーク運動広場	
北部スポーツ・レクリエーションパーク屋内運動場	
北部スポーツ・レクリエーションパーク会議室	
真島テニスコート	
茶臼山テニスコート	
昭和の森公園フィットネスセンター テニスコート	

(3) システムの利用登録がない市内者についても、予約が可能な場合は以下のとおりです。

対象者	市内団体の利用登録がなく、18歳以上の市内に居住・在勤または在学する方（※1）
対象施設	社会体育館
対象日	手続日から2週間以内の日で、かつ手続時に予約日の空きがある場合（※2）
受付場所	各施設の受付窓口（5頁参照）またはスポーツ課（※3）
手続時の持ち物	身分証明書（※4）

（※1）18歳以上の市外に居住をしている方の利用は有料となります。

（※2）予約日の空き状況については、事前にシステムからご確認の上、窓口にお越しください。

（※3）休館日、閉庁日を除きます。

（※4）氏名、住所、生年月日を確認できる運転免許証、マイナンバーカード、学生証などを持参してください。また、市外に居住しており、市内に在勤、在学している場合は、身分証明書と併せて、勤務先住所が確認できる本人の名刺または公共料金払込票などの証明できるものを持参してください。

2 先着申込みの利用手続

9頁「2 利用申請後（抽選確定処理後）の手続」と同様です。

3 鍵の貸し出し

11頁「3 鍵の貸し出し」と同様です。

10 予約の取消し

1 無料施設

(1) 利用開始時間前までにシステムから予約の取消しを行ってください（昭和の森公園フィットネスセンターを除く）。電話での予約の取消しはできません。インターネット等が使えないなどの理由で、各施設の受付窓口またはスポーツ課で予約を行った場合は、各窓口で予約の取消しを行ってください（施設の有効利用のために、キャンセルが確定しましたら、できるだけ早く取消しをお願いします）。

なお、昭和の森公園フィットネスセンターについては、利用日の前日までにシステムから予約の取消しを行ってください。ただし、利用当日についてはシステムから予約の取消しができないため、利用開始時間までに各施設の受付窓口（または電話）で予約の取消しをしてください。

(2) 以下の施設の受付窓口においては、閉庁日（12月29日～1月3日を除く土、日、祝日）に限り、予約の取消しを行うことができます。

受付窓口	受付時間（休館日を除く）
長野運動公園 総合市民プール（アクアウイング）	午前8時30分から午後9時まで
長野運動公園 テニスコート	
南長野運動公園 体育館	
南長野運動公園 テニスコート	
オリンピックスタジアム	
真島総合スポーツアリーナ（管理事務所）	
茶臼山スポーツ施設（管理棟）	
昭和の森公園フィットネスセンター	
千曲川リバーフロントスポーツガーデン	午前8時30分から午後5時15分まで
北部スポーツ・レクリエーションパーク（管理棟）	午前8時30分から午後9時まで
サンマリーンながの屋内運動場	午前9時から午後9時まで
信州新町体育館	午前8時30分から午後10時まで

(3) 利用開始時間までに予約取消しの手続きをせずに利用されなかった場合は、条例違反に当たりますので、使用許可の取消し等の措置を講ずることがあります。

2 有料施設

○長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ、昭和の森公園フィットネスセンター（体育館を除く）、北部スポーツ・レクリエーションパーク、サンマリーンながの屋内運動場、茶臼山テニスコート、真島テニスコート

(1) 以下の施設については、利用料の納入前であれば、システムから予約を取消することができます。ただし、利用当日についてはシステムから予約の取消しができないため、利用開始時間までに各施設の受付窓口（または電話）で予約の取消しをしてください。なお、当日の予約取消しの場合は取消しをしても利用料の納入が必要です。

施設名	受付窓口	窓口受付時間 (休館日を除く)
長野運動公園 総合体育館メインアリーナ	長野運動公園 総合市民プール (アクアウイング)	午前8時30分から 午後9時まで
長野運動公園 総合体育館サブアリーナ		
長野運動公園 (剣道場・柔道場)		
長野運動公園 テニスコート	長野運動公園 テニスコート	
南長野運動公園 体育館	南長野運動公園 体育館	
南長野運動公園 テニスコート	南長野運動公園 テニスコート	
オリンピックスタジアム	オリンピックスタジアム	
長野Uスタジアム (屋内練習場)	南長野運動公園 体育館	
真島総合スポーツアリーナサブアリーナ	真島総合スポーツアリーナ (管理事務所)	
昭和の森公園フィットネスセンター (会議室)	昭和の森公園フィットネスセンター	
北部スポーツ・レクリエーションパーク 運動広場	北部スポーツ・レクリエーション パーク (管理棟)	
北部スポーツ・レクリエーションパーク 屋内運動場		
北部スポーツ・レクリエーションパーク 会議室		
サンマリーンながの屋内運動場	サンマリーンながの屋内運動場	午前9時から 午後9時まで
真島テニスコート	真島総合スポーツアリーナ (管理事務所)	午前8時30分から 午後9時まで
茶臼山テニスコート	茶臼山スポーツ施設 (管理棟)	
昭和の森公園フィットネスセンター テニスコート	昭和の森公園フィットネスセンター	

(2) 利用料を納入済みのときは、利用料を納入した施設の受付窓口で取消しをしてください。ただし、一度納入した利用料は原則返金できません。

(3) 利用開始時刻までに予約取消しの手続きをせずに利用されなかった場合は、条例違反に当たりますので、使用許可の取消し等の措置を講ずることがあります。

○テニスコート (真島、茶臼山、昭和の森公園を除く)、信州新町体育館 (会議室・研修室)

(1) 以下の施設については、使用料の納入前であれば、システムから取消することができます。

施設名	受付窓口	窓口受付時間 (休館日を除く)
緑ヶ丘テニスコート	浅川公民館	午前8時30分から 午後5時15分まで
大豆島テニスコート	千曲川リバーフロントスポーツガーデン	
御厨テニスコート	川中島支所	
篠ノ井テニスコート	篠ノ井交流センター	
川柳テニスコート	篠ノ井交流センター	
古里テニスコート	古里公民館	
信州新町体育館 (会議室・研修室)	信州新町体育館	午前8時30分から 午後10時まで

(2) 使用料を納入済みのときは、使用料を納入した施設の受付窓口で取消しをしてください。ただし、一度納入した使用料は原則返金できません。

(3)利用開始時刻までに予約取消しの手続きをせずに利用されなかった場合は、条例違反に当たりますので、使用許可の取消し等の措置を講ずることがあります。

4 還付請求

○長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ、真島テニスコート、茶臼山テニスコート、昭和の森公園フィットネスセンター（体育館を除く）、北部スポーツ・レクリエーションパーク、サンマリンながの屋内運動場

既納の利用料については、指定管理者が管理する長野市営運動場条例第8条及び同運動場条例施行規則第8条の規定により、特別な事由（施設側の理由、天候など）があるときに限り、還付請求（納入した使（利用料の返還を求めること））をすることができます（17 頁参照）。各施設の受付窓口に必要な書類がありますので、還付の該当になると思われる場合は受付窓口にお問い合わせください。

○テニスコート（茶臼山、真島、昭和の森公園を除く）、信州新町体育館（会議室・研修室）

既納の使用料については、長野市営運動場条例第8条及び同条例施行規則第8条の規定により、特別な事由（施設側の理由、天候など）があるときに限り、還付請求することができます（18 頁参照）。各施設の受付窓口に必要な書類がありますので、還付の該当になると思われる場合は、事由発生日から一週間以内にスポーツ課にお問い合わせください。

11 使用許可の取消し等

長野市営運動場条例及び同条例施行規則並びに指定管理者が管理する長野市営運動場条例及び同条例施行規則に違反した場合は、条例に基づき使用許可の取消し、システムの利用停止等の措置を講ずることがあります。

12 その他

- 1 施設をご利用いただく際は、選挙等の公益上必要とされる利用が最優先されますので、使用許可を取消す場合があります（18 頁参照）。
- 2 緊急工事や設備の不具合により、使用できない期間が発生する可能性があります。その際にはシステム内のお知らせ欄に掲示しますので、定期的にご確認ください。

13 免責事項

- 1 利用者がシステムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、市は一切の責任を負いません。
- 2 市が必要と認める場合は、システムの改修、運用停止、中断等を利用者へ予告なく行うことができることとします。また、このことによって生じたいかなる損害に対しても、市は一切の責任を負いません。
- 3 利用者が使用するパソコン等の障害、不具合、通信回線上の障害その他市の責に帰さない理由によるシステムの障害等により発生した利用者の損害、および利用者が第三者に与えた損害に対して、市は一切の責任を負いません。
- 4 施設に不具合等が発見された場合など、施設の管理上支障があると認められるときは、使用許可の取消し及び利用の中断を行うことができることとします。また、このことによって生じたいかなる損害に対しても、市は一切の責任を負いません。

14 施設使用にあたっての注意事項

- 1 使用の際は時間を厳守すること。
- 2 使用後は必ず所定の「使用日誌」へ記入を行うこと（体育館及び屋内運動場のみ）。
- 3 使用に際しては細心の注意を払い、施設を傷めないこと。
- 4 施設内及び敷地内は禁煙とすること。
- 5 体育館内への土足での立ち入り及びアリーナ内での飲食はしないこと（運動中の水分補給を除く）。
- 6 使用後は、施設の整備、ごみの片付けを必ず行い、消灯及び施錠を確認すること。
- 7 施設に損害を与えた場合は、利用者が損害賠償の責を負うこと。

15 長野市航空用ラジコン広場使用基準

- 1 使用条件
 - (1) あらかじめ「ながの電子申請サービス」から、航空用ラジコン広場の利用者登録が必要です。
 - (2) 利用者登録の有効期限は1年間です。
 - (3) 実際に使用する時は、本案内の表紙に記載されている「長野市施設案内予約システム」により、インターネットに接続できるパソコンやスマートフォン等から接続し、ご利用ください。
 - (4) 当施設の使用による事故、けが等について、市は一切の責任を負いません。
 - (5) 長野市運動場条例並びに同施行規則及び航空法等関係法令を遵守してください。
 - (6) ラジコン保険等、損害賠償保険へ加入してください。
 - (7) 未成年の方が利用するときは、必ず成人の監督者と利用してください。
 - (8) 未成年の方が当施設を使用していたときに発生した事故、けが等については、同行している監督者が責任を負います
 - (9) ラジコンの飛行は同時に1機とします。
 - (10) 使用順は先着順です。
 - (11) 1人当たり10分を目安に順番を守って使用してください。
 - (12) 施設の使用の際は管理者（スポーツ課）及び航空用ラジコン広場愛護会の指示に従ってください。
 - (13) 使用終了後は、清掃・施設整備を行ってください。
 - (14) 事故が発生した時、施設に損害を与えた時、不審物を発見した時、その他不測の事態が発生した時は速やかにスポーツ課へ連絡してください。
- 2 飛行範囲
 - (1) 広場での飛行範囲は、広場最南端から最北最長 150m 以内、東西最長 550m 以内の楕円形内の飛行とします。
 - (2) 許可を受けている場合を除き、上空 150m 以上の飛行は禁止です。
- 3 開場時間

午前9時から午後6時30分（日没が午後6時30分前のときは日没時）までです。

4 使用の制限

- (1) 施設の補修工事、降雨時や降雪など維持管理上、使用できないこともあります。
- (2) 河川増水時は使用を停止することがあります。
- (3) 大会等で使用のできない日があります。
- (4) 規制事項に定めのない事項につきましては、施設管理者と事前に協議し、許可を受けてください。

5 禁止事項

- (1) 保険未加入者の飛行
- (2) 他人の迷惑になる行為や危険な行為
- (3) 広場以外、飛行可能範囲外での飛行

※当使用規準を守らない場合、利用者登録を取り消す場合があります。

16 参考条例

・ 指定管理者が管理する長野市営運動場条例
(利用料金及び利用券)

第8条 第6条第1項に規定する利用の許可を受けた者は、運動場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

7 指定管理者は、市長の定める基準により、利用料金を割り引き、若しくは無料とし、又はその全部若しくは一部を返還することができる。

・ 指定管理者が管理する長野市営運動場条例施行規則
(利用料金の返還)

第8条 条例第8条第7項の規定による利用料金（個人通年利用券、個人月間利用券その他年間又は月間を通して運動場を利用することができる利用券（以下「利用券」という。）に係る利用料金を除く。）の返還の額は、既に支払った利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 利用者の責めによらない理由により利用できなくなった場合で、かつ、指定管理者が特別な事由があると認めるとき 100分の100
- (2) 利用者が、次に掲げる日までに、その利用の許可の取消しを申し出て、かつ、指定管理者が特別な事由があると認めるとき
 - ア 利用日前1月 100分の75
 - イ 利用日前5日 100分の50

・長野市営運動場条例

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用の停止を命じ、若しくは許可の条件を変更し、又は退場を命じ、若しくはその他必要な措置を講ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の申請に偽りがあつたとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙に利用する場合等公益上必要があると認められるとき。
- (5) その他管理上支障があるとき。

(使用料の還付)

第8条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特別な事由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由で使用できなくなつたとき。
- (2) 使用者が別に定める日までにその使用の許可の取消しを申し出たとき。

・長野市営運動場条例施行規則

(使用料の還付)

第8条 条例第8条ただし書の規定による使用料(個人通年使用券に係る使用料を除く。)の還付の額は、既に納めた使用料の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

- (1) 条例第8条第1号の規定に該当し、かつ、特別な事由があると認めるとき 100分の100
- (2) 使用者が、次に掲げる日までに、その使用の許可の取消しを申し出て、かつ、特別な事由があると認めるとき
 - ア 使用日前1月 100分の75
 - イ 使用日前5日 100分の50